# コミュニティサークルつぼみ 会則(仮・案)

2025年2月21日制定

#### 第1章:総則

本サークルは「コミュニティサークルつぼみ」と称し、事務所は、サークルリーダーの自宅とする。

活動の目的は、地域に根ざしたコミュニティを通して、地域社会への貢献・活性化を図ること、地域社会に対して、ものづくりや芸術体験を通じた、生涯学習の実践を支援することである。

これらの目的を達成するために、コミュニティスペースの提供・運営、各種体験会のセッティングの他

## 第2章 会員

#### 入会の資格を有する者の条件は、サークルの目的や趣旨を理解し、賛同の意思があること。

入会に際しては、本人の申し出により、いつでも入会することができる。

会員区分とその年会費、権利については次の第3章で別に定める。

目的達成のために必要な活動を行う。尚、収益活動は行わない。

#### 有料会員の会員区分の有効期限は年会費の納入日から 1年間とする。

以後、年会費の納入日から起算して、1年経過ごとに1年分の年会費を納めることで更新することができる。

有効期限満了までに更新・変更・休会の申し出がなかった会員については自動的に無料会員へ移行となる。

会員は、会員本人の申し出により、いつでも区分変更・休会・退会することができる

また、サークルの会則に反することを行う者は、役員会の判断で退会させることができる。

#### 第3章 会員の種類と会費・権利

会員の種類	年会費	各会員の権利			
		スペース利用	総会·審議	懇親会	ボランティア
オーキッド会員	9000円	0	〇 現地/オンライン	〇 現地	0
ローズ会員	5000円	0	○ 原則オンライン	Δ	_
デイジー会員	3000円	〇 一般に準ずる	閲覧のみ	_	_
無料会員	なし	〇 一般に準ずる	_	_	_

<sup>※</sup>総会・親睦会は、オーキッド会員の出欠状況によりローズ会員も現地参加できる場合がある。

# 第4章 役員=管理者等(組織)

役員の種別	人数	選任方法	職務	任期
サークルリーダー	1名		代表統括者	2年
事務局	1~5名	オーキッド会員の中から選任   再任を妨げない	会計·庶務係	2年
監事	1名	17112/317/30	監査役	2年

#### ※但し、サークルリーダー・事務局・監事は、それぞれ相互に兼ねることはできない。

※事務局のうち、1名を事務局長に任命する

#### 第5章 総会=ミーティング(会議)

尚、必要に応じて臨時会費を徴収する場合は事前に対象会員に対して告知を行う。

本サークルの総会は、通常総会・臨時総会とし、サークルリーダーが招集する。

通常総会は年2回(5月・11月)、臨時総会はサークルリーダーが必要と認めたときに開催する。

総会は、オーキッド会員・ローズ会員で構成し、次に掲げる事項を審議事項とする。

- 1)決算に関する事項
- 2)役員の選任に関する事項
- 3)規則に関する事項
- 4) その他会務に関する必要な事項

総会の議長は、出席したオーキッド会員の中から選出する。

審議は出席した会員の過半数を以って可決とし、可否同数の場合は議長が決する。

審議はオンライン投票で事前表決できる。その場合は回答を以って総会に出席したものとする。

## 第6章 役員会(会議)

役員会は第4章に定める役員で構成する。

開催についてはサークルリーダーが必要と認めたときに招集する。

サークルリーダーが議長となり以下の事項について協議を行う。

- 1)総会に付議すべき事項
- 2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3)その他、総会の議決を要さない会務の執行に関する事項

#### 第7章 議事録・日報

【議事録】総会・役員会の議長は議事について次の事項を記載した議事録を作成する。

総会については出席者名簿を添付資料とする。

- 1)日付•場所
- 2)対象会員の総数と出席者数(事前表決者者を含む)
- 3)開催目的や審議や議決の項目
- 4)議事事項の経過状況や結果
- 5)議長と出席会員の代表者1名以上の署名及び会員番号

#### 【活動日報】ボランティアスタッフを伴うサークル活動

その日のボランティアスタッフの代表はサークル活動について次の事項を記載した日報を作成する。

(サークル活動=コミュニティスペースの提供・体験会のセッティング等)

- 1)日付•場所
- 2)利用者の総人数と、その内の会員区分ごとの利用状況
- 3)活動内容の詳細
- 4)ボランティア担当会員全員の署名及び会員番号

#### 【活動日報】有志者ミーティング

ミーティング参加者の代表はミーティングについて次の事項を記載した日報を作成する。

- 1)日付•場所
- 2) 出席会員の人数
- 3) 開催の目的・議事事項
- 4)議事事項の経過状況や結果
- 5) 出席会員全員の署名及び会員番号

## 第8章 会計(資産および会計)

サークルの運営に要する経費は、会費・寄付金の収入を充てる。 事業年度は8月21日~翌年の8月20日までとする。 サークルリーダーと事務局長は事業年度ごとに、事業報告書及び決算報告書を作成し 監事の監査を受けたのち、総会の議決・承認を経るものとする。 総会での可決後は会員サイトに掲載し、公開する。

# 第9章 会則の変更(会則の変更および解散)

会則は、総会において議決を得なければ変更することができない。 会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。